

## 別紙第3

# 緊急避難段階の計画

要旨	<p>時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。</p> <p>住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。</p>
----	---

## 関連する計画等

県	鳥取県地域防災計画（原子力対策編）
---	-------------------

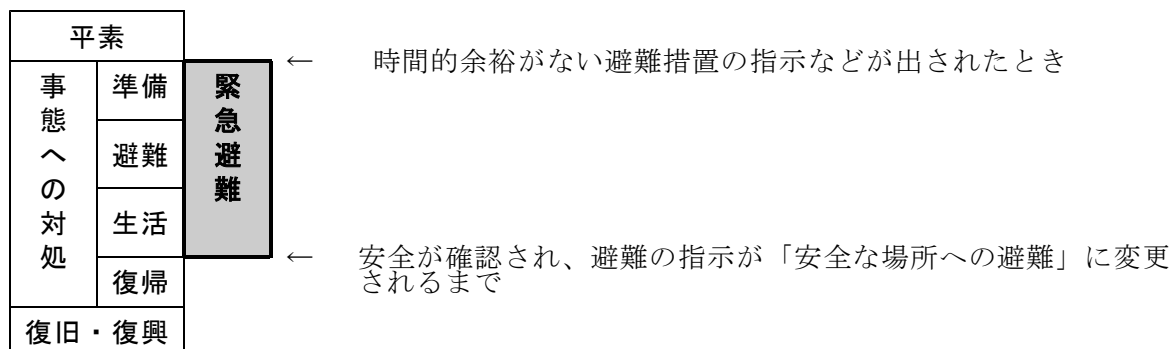
## 避難タイプとの関係

<p>各避難タイプによる差はありません。</p> <p>共通で、警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示を行います。</p> <p>避難住民の誘導の支援、救援の実施は、他の段階に準じて行います。</p>
--

## 1 状況

## (1) 期間

## ア 対象期間



## イ この期間に予想される状況と留意点

- ・避難の指示が事態発生直前になることが予想されます。
- ・NBCR（核、生物、化学、放射能）兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

**(2) 想定される攻撃と被害の類型**

## ア 攻撃の類型

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃
- (ウ) NBCR攻撃

## イ 被害の類型

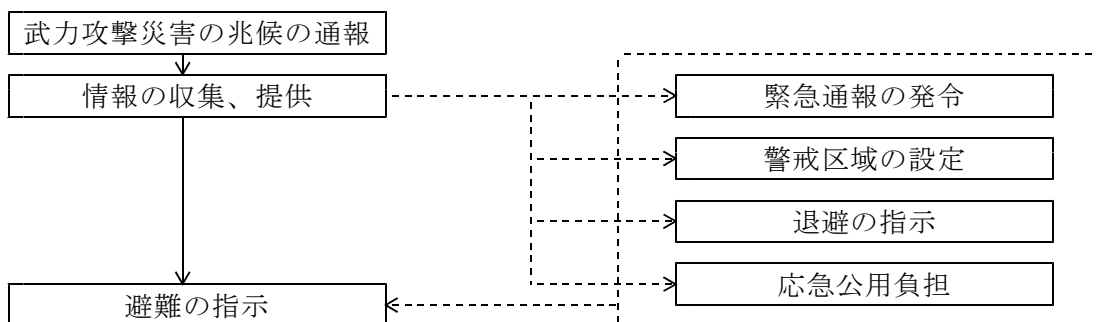
- (ア) 爆発
- (イ) NBCR災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人の暗殺

**(3) 別紙第1「情報計画」参照****2 構想****(1) 活動方針**

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

**(2) 実施要領**

## (ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

**第2章 構想**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

## (イ) 情報の収集、提供

## (ウ) 緊急通報の発令

**第2章 構想**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて実施します。

## (エ) 退避の指示

**第2章 構想**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示（法112）」に準じて実施します。

## (オ) 警戒区域の設定

**第2章 構想**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 警戒区域の設定」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

**第2章 構想**の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 応急公用負担」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

ア 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃災害後は、使用された兵器の特定を優先します。

(イ) 情報の提供

手段	内容
① 定期的記者会見 ② スポット放送 ③ 資料提供 ④ 電話による問い合わせ（原則事項のみに限定）	① 被害の最新情報 ② 行動指針 ③ 技術的問題 ④ ただし電話による問い合わせでは一般情報に限定

イ 実施体制の確保

(ア) 対策本部の設置

知事（防災局）は、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合には、速やかに国民保護対策本部を設置します。（当該指定がない場合に、対策本部を設置すべきであると判断したときは、内閣総理大臣に当該指定を行うよう要請します。）

また、現地対策本部を設置し、国民保護措置の実施について市町村及び関係機関と調整し連携を図ります。

対処基本方針の決定前又は対処基本方針が決定されない場合は、危機管理委員会や危機管理対策本部会議を招集します。

緊急対処事態対処方針にあっても、上記に同じです。なお、緊急対処事態がのちに武力攻撃事態の認定が行われた場合は、国民保護対策本部を設置します。

(イ) 防護センターの設置

知事（防災局、福祉保健部）は、NBCR兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、対策本部内に防護センターを設置します。防護センターは、NBCR兵器の被害情報に関する次の資料を作成し、対策本部長を補佐します。

資料作成に際して、技術的援助が必要な場合、知事（総務部長）は、指定行政機関に対し専門職員の派遣を要請します。

1 気象資料の作成
2 爆心地、核出力、爆発形式の判定
3 NBCR兵器兵器による被害に関する資料
4 N兵器のフォールアウト予報（図）の作成及びBCR兵器の風下危険地域の判定
5 汚染状況図の作成
6 放射線被ばく線量の推定

(ウ) 知事（防災局）は、国民保護等派遣を要請します。

(エ) 知事（防災局）は、緊急消防援助隊を要請します。

ウ 武力攻撃災害への対処

(ア) 対処要領

知事（防災局他各部署）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び当該武力攻撃災害による被害を軽減するため、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。

a 県、市町村による対処

県は市町村と連携し、国民保護法、消防法、警察官職務執行法などの規定に基づき、その区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。

- 1 武力攻撃災害の発生を防止します。
- 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。
- 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。
- 4 その他被害の最小化に資する措置を実施します。

b 県の能力を超えた場合の対処（知事の国への出動要請）

国対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請します。

- 関係地方公共団体が協力して対処しても、その能力に耐えないとき
- 1 武力攻撃災害が著しく大規模である場合  
(例) 大規模な山火事、コンビナート火災
  - 2 武力攻撃災害の性質が特殊である場合  
(例) 生物剤や化学物質を用いた武力攻撃を受け、特殊な武力攻撃災害が拡大
  - 3 その他の事情による場合

c 市町村の能力を超えた場合の対処（市町村長の県への要請）

市町村長は、知事（防災局）に対し、対処を要請するものとします。

知事（防災局）は、武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行います。

武力攻撃災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、もし国による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できるという状況

d 消防による対処

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減するものとします。

(イ) 緊急の避難の指示

a ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 <b>避難の指示(屋内避難)</b>	避難の指示の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内への一時的避難</li> <li>・立入の制限</li> <li>・退去</li> <li>・外出の抑制、制限</li> </ul>
	<b>(緊急通報の発令)</b> <b>(退避の指示)</b> <b>警戒区域の設定</b>		
	情報の提供		
移動の安全確認			→
避難措置の指示	<b>避難の指示</b>	避難の指示の伝達 誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難</li> </ul>
被害状況の把握			→

NBCR兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

b ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 <b>避難の指示(屋内避難)</b>	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り  立入の制限 退去 外出の抑制、制限
	<b>(緊急通報の発令) (退避の指示)</b>		
	<b>警戒区域の設定</b>		
弾頭種類(の確認 被害状況)			→
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	<b>避難の指示</b>	避難の指示の伝達 誘導	避難
被害状況の把握			→

弾頭にNBCが使用された場合または武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

c NBCR攻撃の場合

県は、NBCR攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。ただし、発生から当面の間は、NBCR攻撃であることも含め、汚染原因、汚染物質の規模等が明らかにならない可能性があることに留意します。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBCR攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じます。

対策本部	県	市町村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 <b>避難の指示(屋内避難)</b>	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	<b>(緊急通報の発令)</b> <b>(退避の指示)</b>		
	<b>警戒区域の設定</b>		
弾頭種類 被害状況)の確認			→ 個人防護
情報の提供			→ 情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	<b>避難の指示</b>	避難の指示の伝達 誘導	避難
被害状況の把握			

(ウ) N B C R 災害への対処

各攻撃類型において、N B C R 災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

a N (核) 攻撃

要 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆風、熱線、放射線への対応</li> <li>・被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮</li> <li>・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意</li> </ul>
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン等を身につけて避難する 避難できない場合は、待避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内待避	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオに限定 ※電磁パルス(EMP)によりインターネット、携帯は使用不可

治療	<p>専門医による治療 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施</li> <li>・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> </ul>
県の措置	<p>県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</p>

## b B攻撃（生物兵器）

指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数</li> <li>・予定されていない異例の空中噴霧</li> <li>・廃棄された噴霧装置</li> </ul>
個人防護	<p>被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う</li> <li>・皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク）</li> <li>・石けんと水で肌を洗う</li> <li>・警察、消防に連絡</li> <li>・汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する</li> </ul>
避難の指示	<p>風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 危険区域内の住民を区分して避難させる</p>
屋内避難	<p>換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする</p>
情報収集	<p>テレビ、ラジオ</p>
治療	<p>専門医による治療とワクチン接種 (留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）</li> <li>・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施</li> </ul>
県の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。</li> <li>・県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、地方衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じます。</li> </ul>

## c C（化学兵器）攻撃

要 点	被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている</li> <li>・負傷者に一定の症状がある</li> <li>・病気が、ある地理上の区域に限定されている</li> <li>・動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ、時期でもないのに植物が枯れる</li> <li>・気象条件では説明がつかない不自然な液滴</li> <li>・不自然な臭い</li> <li>・天候、スモッグ、または周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体</li> <li>・不自然な金属片</li> </ul>
個人防護	被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
避難の指示	<p>責任者の正確な避難の指示に従う          風下を避けて遠くに離れる          専門的知識のある人間による被災者の救援</p>
屋内避難	<p>地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避          換気装置を止める          空気調節弁を閉める          ドアや換気口をガムテープで目張りする</p>
情報収集	テレビ、ラジオなど
治 療	<p>専門医による治療          （留意事項）          ・国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施</p>
県の措置	<p>県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。          警察は、消防機関、海上保安庁及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と連携し、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、速やかな医療機関への救急搬送及び救急医療の実施を支援します。</p>

## d R（放射能）攻撃

要 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発、放射能による被害</li> <li>・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意</li> </ul>
個人防護	<p>至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う          徒歩で避難          石けんで全身をくまなく洗う          汚染区域にいた場合は、          ・石けんで全身をくまなく洗う          ・衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋に密封する          汚染の危険のある食品・飲料水は避ける          帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備          ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>
避難の指示	風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難



屋内避難	※汚染区域から離れた場所にいた場合 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

## e 武力攻撃原子力災害

要 点	・放射能への対応 ・時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意
個人防護	帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 避難できない場合は、待避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋に密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
県の措置	以下のとおり

## ※ 武力攻撃原子力災害への対処（法105）

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講じます。

この場合、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じます。

- ① 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施
- ② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
  - ・ 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は指定行政機関の長から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡します。

- 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を次に掲げる指定行政機関の長に通報するとともに、その受信確認を行います。

実用発電用原子炉等	経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣）
試験研究用原子炉等	文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合には、文部科学大臣及び国土交通大臣）

- 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知します。
  - 知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行います。
- ③ モニタリングの実施
- 県は、通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（更に国現地対策本部が設置された場合は国現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行います。
  - 県は、公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡します。
  - 県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行います。
- ④ 住民の避難等の措置
- 知事は、国対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示します。  
この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行います。
  - 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じます。
- ⑤ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- 県は、国現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。
  - 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受けます。
- ⑥ 国への措置命令の要請等
- 知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請します。  
また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請します。
- ⑦ 安定ヨウ素剤の配布
- 県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服

用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じます。

⑧ 食料品等による被ばくの防止

県は、国対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行います。

この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮します。

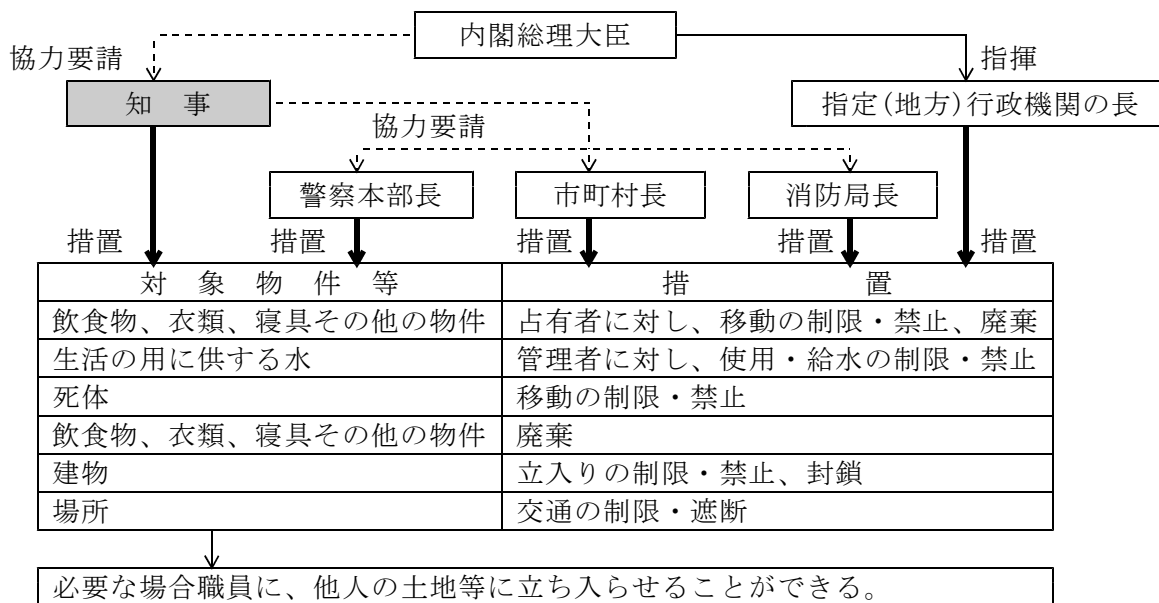
⑨ 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

(エ) 汚染拡大の防止（法107～110）

知事（防災局）は、汚染（※）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

（※＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染）



(オ) 住民の救援

知事は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行います。安全が確認された後、医療救援を行います。

### 3 各機関の役割

#### (1) 県

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
統轄監	1 国民保護に関する広報 2 報道機関との連絡調整 3 庁舎の管理、運用、調査
防災局 (事務局)	1 国民保護対策本部事務局の庶務 2 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に関わる市町村との連絡調整 4 特殊標章等の交付、使用許可 5 被害情報等の収集及び通信連絡の総括 6 本部の職員の動員及び給与に関すること 7 本部における通信施設の保全 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	1 国民保護に関する広聴 2 公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員のサービス、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 人権の擁護の確保 7 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 9 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 10 県議会に関すること（臨時議会の招集） 11 職員の動員、派遣要請、受入 12 職員の補償に関すること
企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 駅、空港等への警報等の伝達 4 他の部局応援 5 私立学校に関すること 6 市町村の行財政運営の支援
文化観光局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援

機 関 名	事務又は業務の大綱
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営</li> <li>2 災害時要援護者（外国人除く）の安全確保及び支援</li> <li>3 医療、医薬品に関すること</li> <li>4 保健衛生に関すること</li> <li>5 赤十字標章等の交付、使用許可</li> <li>6 医療機関等の被害調査、対策</li> <li>7 ボランティア等の支援に関する総合調整</li> <li>8 他部局に属しない生活支援及び保護</li> </ol>
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質使用事業所に関すること</li> <li>2 入浴施設の確保</li> <li>3 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関すること</li> <li>4 応急給水に関すること</li> <li>5 応急仮設住宅の手配</li> </ol>
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 トラックその他物資運送手段の確保、手配</li> </ol>
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民に対する食品の確保、供給</li> <li>2 農林水産業団体との連絡調整</li> <li>3 農林水産施設等の保全</li> <li>4 営農指導及び家畜防疫</li> <li>5 漁船に関すること</li> <li>6 漂流物等に関する情報収集</li> <li>7 農道、林道状況の把握、確保（広域、農免農道を除く）</li> </ol>
県土整備部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路状況の把握、確保</li> <li>2 空港、港湾施設等の把握、確保</li> <li>3 公共土木施設等の把握、対策、復旧</li> <li>4 市街地状況の把握</li> <li>5 公共施設用地の供与、土地等の使用</li> <li>6 土木等資材の需給対策</li> </ol>
会計管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約</li> <li>2 県有車両（警察車両及び軽自動車を除く車両のうち対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る）の運用</li> </ol>
総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地対策本部が設置された場合の対策本部事務の一部の実施</li> </ol>
企業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請</li> <li>2 県営発電施設・県営工業用水施設に関する保全等の必要措置の準備</li> </ol>
病院局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立病院の入院患者の避難準備</li> <li>2 県立病院への患者受入可能状況の確認</li> <li>3 県立病院救護班派遣可能状況の確認</li> </ol>

機 関 名	事務又は業務の大綱
教育委員会	1 文教施設の保全 2 被災児童及び生徒の救護及び応急教育 3 被災児童及び生徒の学用品の供給 4 避難所の確保 5 避難所の開設、運営に対する協力 6 文化財の保護
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援
警察本部	1 情報の収集・分析 2 住民等に対する警報の伝達 3 避難住民の誘導體制の確保 3 交通規制体制の確保 4 生活関連等重要施設の警備強化に係る体制の確保 5 警備用装備資機材の調達 6 関係機関との連絡体制の強化 7 武力攻撃災害に係る応急措置等に係る体制の確保 8 特殊標章の交付及び使用に係る体制の確保 9 警察通信の確保

## (2) 市町村

機 関 名	事務又は業務の大綱
市町村	1 避難の指示の伝達 2 市町村国民保護対策本部の設置 3 武力攻撃災害に係る国民保護措置 4 武力攻撃災害情報等の収集伝達 5 住民等への情報の提供

## (3) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

## (4) 指定地方行政機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
	1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達

## (5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

## (6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

## 4 活動要領

## (1) 緊急避難後の活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

- ア 避難準備  
別紙第5「避難準備段階の計画」
- イ 避難  
別紙第6「避難段階の計画」
- ウ 避難生活  
別紙第7「避難生活段階の計画」